議案第24号

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例

南あわじ市手数料条例(平成17年南あわじ市条例第74号)の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の部住民票記載事項証明手数料の項の次に次のように加える。

除票記載事項証明手数料	1 通につき	300円
-------------	--------	------

附則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

南あわじ市手数料条例新旧対照表

現 行				改 正 案	Š		備考	
別表(第	52条関係)			別表(第	2条関係)			
区分	手数料の種類	単位	手数料 の額	区分	手数料の種類	単位	手数料 の額	
戸籍	略			戸籍	略			
住民 基本 台帳	基本略		住民 基本 台帳	住民票の写しの交付手数料~住 略 除票記載事項証明手数料	民票記載事項記 1通につき			
	住民基本台帳閲覧手数料~除か 交付手数料 略	れた戸籍の附別	票の写しの		住民基本台帳閲覧手数料~除か 交付手数料 略	れた戸籍の附別	票の写しの	
身分~	~その他 略			身分~	その他 略			
注1~注	.7 略			注1~	注7 略		_	

議案第25号

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市火葬場条例の一部を改正する条例

南あわじ市火葬場条例 (平成 17 年南あわじ市条例第 191 号) の一部を次のように改正する。

第2条の表南あわじ市沼島火葬場の項を削る。

第 11 条を第 12 条とし、第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(動物死骸の焼却施設)

第10条 火葬場に一般廃棄物である動物死骸を焼却する施設を置く。

2 一般廃棄物である動物死骸の焼却に係る手数料は、南あわじ市廃棄物処理 手数料徴収条例 (平成 17 年南あわじ市条例第 114 号) の規定によるものとす る。

附則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

南あわじ市火葬場条例新旧対照表

現 行	改正案	備考
第1条 略	第1条 略	
(名称及び位置)	(名称及び位置)	
第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称 位置	名称 位置	
南あわじ市斎苑「桜花の郷」 略	南あわじ市斎苑「桜花の郷」 略	
南あわじ市沼島 南あわじ市沼島414番地		
<u>火葬場</u>		
第3条~第9条 略	第3条~第9条 略	
	(動物死骸の焼却施設)	
	第10条 火葬場に一般廃棄物である動物死骸を焼却する施設を置く。	
	2 一般廃棄物である動物死骸の焼却に係る手数料は、南あわじ市廃	
	棄物処理手数料徴収条例(平成17年南あわじ市条例第114号)の規定	
	<u>によるものとする。</u>	
<u>第10条</u> 略	<u>第11条</u> 略	
<u>第11条</u> 略	<u>第12条</u> 略	

議案第26号

南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市障害者見舞金支給条例の一部を改正する条例

南あわじ市障害者見舞金支給条例(平成17年南あわじ市条例第95号)の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者」を「重度障害者(児)」に改める。

第2条第1号中「1級から4級」を「1級又は2級」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)による療育手帳の交付を受けている者であって、障害程度が重度と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第6条に定める障害程度が 1 級に該当する者

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南あわじ市障害者見舞金支給条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備考
(目的)	(目的)	
第1条 この条例は、身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者に	第1条 この条例は、 <u>重度障害者(児)</u> に見舞金を支給することによ	
見舞金を支給することにより、その福祉に寄与することを目的とす	り、その福祉に寄与することを目的とする。	
る。		
(対象者)	(対象者)	
第2条 この条例により、見舞金の支給を受けることができる者は、	第2条 この条例により、見舞金の支給を受けることができる者は、	
毎年12月1日現在において引き続き3箇月以上南あわじ市内に居住	毎年12月1日現在において引き続き3箇月以上南あわじ市内に居住	
する者で、次に掲げる要件を備えているものとする。	する者で、次に掲げる要件を備えているものとする。	
(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第	(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第	
5号に定める障害の程度が <u>1級から4級</u> に該当し、身体障害者手	5 号に定める障害の程度が <u>1 級又は2級</u> に該当し、身体障害者手	
帳を有する者	帳を有する者	
(2) <u>療育手帳を有する者</u>	(2) <u>療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に</u>	
	よる療育手帳の交付を受けている者であって、障害程度が重度と	
	<u>判定された者</u>	
(3) 精神障害者保健福祉手帳を有する者	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第12	
	3号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてい	
	る者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令	
	<u>(昭和25年政令第155号) 第6条に定める障害程度が1級に該当</u> する者	
# 0 & DIT 11/4		
第3条以下 略	第3条以下 略	

議案第27号

南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

南あわじ市敬老祝金支給条例 (平成 17 年南あわじ市条例第 106 号) の一部を 次のように改正する。

第1条中「、高齢者」を「、80歳(傘寿)、88歳(米寿)、99歳(白寿)を 迎える高齢者」に改める。

第2条中「80歳以上」を「80歳、88歳及び99歳」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

祝金の額は、次のとおりとする。

- (1) 80歳の者 5,000円
- (2) 88歳の者 10,000円
- (3) 99歳の者 20,000円

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

南あわじ市敬老祝金支給条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備考
(目的)	(目的)	
第1条 この条例は <u>、高齢者</u> に対して敬老祝金(以下「祝金」という。)	第1条 この条例は <u>、80歳(傘寿)、88歳(米寿)、99歳(白寿)を</u>	
を支給することにより、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を	迎える高齢者に対して敬老祝金(以下「祝金」という。)を支給す	
敬愛し、長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目	ることにより、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、	
的とする。	長寿を祝うとともに、その福祉の増進に寄与することを目的とする。	
(祝金の支給)	(祝金の支給)	
第2条 市は、毎年9月15日に、その日現在において、80歳以上の者	第2条 市は、毎年9月15日に、その日現在において、80歳、88歳及	
で市の区域内に住所を有するものに対し、祝金を支給する。	<u>び99歳</u> の者で市の区域内に住所を有するものに対し、祝金を支給す	
	る。	
(祝金の額等)	(祝金の額等)	
第3条 祝金の額は、3,000円とする。	第3条 祝金の額は、次のとおりとする。	
	(1) 80歳の者 5,000円	
	(2) 88歳の者 10,000円	
	(3) 99歳の者 20,000円	
2 略	2 略	
第4条 略	第4条 略	

議案第28号

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市国民健康保険条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険条例 (平成 17 年南あわじ市条例第 123 号) の一部を 次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者又は被保険者であった者に係る 出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

南あわじ市国民健康保険条例新旧対照表

4条 略
児一時金)
保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世下「世帯主」という。)に対し、出産育児一時金として48 全支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年 3号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認める
これに 1 万2,000円を加算するものとする。 略
女 人 尸 4

議案第29号

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改 正する条例制定について

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例 を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改 正する条例

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例(平成 17 年南あわじ 市条例第 146 号)の一部を次のように改正する。

別表第1入園料(1人1回につき)の欄を次のように改める。

入園料(1人1回につき)	
2,000	円
1,000	円

附則

この条例は、令和5年6月1日から施行する。

南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例新旧対照表

	現 行			改正案		備考
別表第1(第12章	条、第18条関係)		別表第1 (第12	条、第18条関係)		
区分	入園料(1人1回につき)		区分	入園料(1人1回につき)		
大人		1,000円	大人		2,000 円	
小人		500 円	小人		1,000 円	

議案第30号

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月21日提出

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例 (平成 17 年南あわじ市条例第 160 号) の 一部を次のように改正する。

第2条第2号中「「施行規則」」を「「省令」」に改め、同条第3号中「施行規則第1条第3号」を「省令第1条第4号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 同居親族等 省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。

第6条第1号中「現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)」を「同居親族等」に改め、同条第3号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「その者の同居親族等」に改める。

第9条中「同居親族」を「同居親族等」に、「施行規則」を「省令」に改める。 第12条中「同居した親族」を「同居親族等」に改める。

第14条第1項及び第2項中「施行規則」を「省令」に改める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

現 行	改正案	備考
第1条 略	第1条 略	
(用語の定義)	(用語の定義)	
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ	
当該各号に定めるところによる。	当該各号に定めるところによる。	
(1) 略	(1) 略	
(2) 共同施設 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行	(2) 共同施設 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行	
規則(平成5年建設省令第16号。以下 <u>「施行規則」</u> という。)第1	規則(平成5年建設省令第16号。以下 <u>「省令」</u> という。)第19条	
9条に規定する施設、汚水処理施設及び集会所をいう。	に規定する施設、汚水処理施設及び集会所をいう。	
(3) 所得 <u>施行規則第1条第3号</u> に規定する所得をいう。	(3) 所得 <u>省令第1条第4号</u> に規定する所得をいう。	
(4) 略	(4) 略	
	(5) 同居親族等 省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。	
第3条~第5条 略	第3条~第5条 略	
(入居者の資格)	(入居者の資格)	
第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号に掲	第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号に掲	
げる者とする。	げる者とする。	
(1) 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住する	(1) 所得が市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住する	
ため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとす	ため住宅を必要とする者のうち、 <u>同居親族等</u> がある者。	
る親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある		
者その他婚姻の予約者を含む。) がある者		
(2) 略	(2) 略	
(3) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力	(3) その者又はその者の同居親族等が暴力団員による不当な行為の	

団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77 号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) でないこと。

(4) 略

第7条 第8条 略

(入居者の選定の特例)

第9条 市長は、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要 | 第9条 市長は、同居親族等が多い者その他の特に居住の安定を図る必 があると認める者については、施行規則第29条の規定に基づき、入居 者を選定することができる。

第10条・第11条 略

(同居の承認)

第12条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居 第12条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該特定公共賃貸住宅への入居 の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承 認を得なければならない。

第13条 略

(家賃の決定及び変更)

- き施行規則第20条第1項及び第2項に定める算出方法に準じて算出 した額の範囲内において、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額等を考慮し て市長が定める。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第13 条の規定に基づき施行規則第20条及び第21条に定める算出方法に準 じて算出した額の範囲内で近傍同種の賃貸住宅の家賃の額等を考慮 して家賃の額を変更することができる。

防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定す る暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(4) 略

第7条 第8条 略

(入居者の選定の特例)

要があると認める者については、省令第29条の規定に基づき、入居者 を選定することができる。

第10条 • 第11条 略

(同居の承認)

の際に同居親族等以外の者を同居させようとするときは、市長の承認 を得なければならない。

第13条 略

(家賃の決定及び変更)

- 第14条 特定公共賃貸住宅の家賃の額は、法第13条第1項の規定に基づ|第14条 特定公共賃貸住宅の家賃の額は、法第13条第1項の規定に基づ き省令第20条第1項及び第2項に定める算出方法に準じて算出した 額の範囲内において、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額等を考慮して市 長が定める。
 - 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第13 条の規定に基づき省令第20条及び第21条に定める算出方法に準じて 算出した額の範囲内で近傍同種の賃貸住宅の家賃の額等を考慮して 家賃の額を変更することができる。

(1) • (2) 略	(1)・(2) 略	
3 略	3 略	
第15条以下 略	第15条以下 略	